

受付番号 第 号
2014年9月3日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号3番 答弁者 市長、総務課長

質問事項 情報公開の基本姿勢と推進について

《質問要旨》

山県市情報公開条例は、(第1条)《目的》では、「市の保有する情報の一層の公開を図り」「もって市民の知る権利を尊重し」かつ「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」とされている。

一般に、ある人が情報公開請求しようとするときは、「今、このことに関する市の情報を知りたい」と思う時であり、それは、いつになっても良いから、というケースは極めて少ない。「今、知りたい。」そういう性質上の特徴があるのが情報公開制度だ。

現在、全国のほぼすべての市町村に情報公開条例がある。しかし、制度は作ったものの情報公開に後ろ向きな自治体は、「条例に14日以内に公開と定めてあるから14日で公開すればいい」という雰囲気強い。それに対して、前向きな自治体は、できるだけ速やかに文書を検索し、公開するよう努力している。

まず、総務課長に問う。

1. 山県市の公開決定までの日数についての市の基本姿勢はどのようなか。

直近3年度(=H23. 24. 25 年度)の実績のうち、公開請求の総件数、公開決定までの日数の分布はどのようなか。その日数の実態について、どう解釈するか。

2. 非公開の理由の書き方(「理由付記」という)は重要である。現在の市の理由の書き方は、「山県市情報公開条例第5条第2号に該当 理由 法人に関する情報であるため」、「山県市情報公開条例第5条第4号に該当 理由 審議、検討等に関する情報であるため」等ときわめて簡略である。これは、「理由の付記なきは違法」との大原則を示した最高裁判決(※平成4年(行ツ)第48号、平成4年12月10日最高裁第1小法廷判決)に照らせば付記すべき理由の程度が足らず、この記載方法だけでも、限りなく違法な処分だと私は考える。市は、取消訴訟を提起されても勝てると思うのか、見解はどのようなか。

3. 非公開、部分公開処分にする場合の決定通知書の理由の記載については、「ボーインデックス」(非開示とした情報の内容について、当該情報の表題、記載された事項の項目及び不開示とした理由について、分類・整理すること)に準じた表示方法を採用するべきではないか。

情報非公開訴訟を多数経験することになった「岐阜県」では、これに類するともいえる記載方法がずっと以前から試みられている。

市は、今後、採り入れる考えはあるのか。

4. 以下、市長に問う。

市民団体が行う情報公開度のランキングでは、山県市は岐阜県内の市では上位を維持している。しかし、議会のテレビやインターネット等を通じての情報公開度は、県内で最低ランクであり（2012年調査）、山県市全体としての順位のマイナス要因となっている。山県市議会は、2013年途中から「本会議の一部」をテレビ放送するようになったので、その調査に照らせば、「1点」だけ増えるが、これでは、大勢に影響ない。

議会では、さまざまな改革が検討されている。そのうち、テレビやインターネット等を通じての議会の情報公開度を高めるには、相応の設備や機材費、改修費などが不可欠である。とはいえ、議会は独自予算を持たないので、市長の予算の配当を受けるしかない。

議会がどのような公開方法を進めていくかは議会の議論の結果であるのは当然として、そもそも、市長としては、議会から求められたら、予算をきちっと配当する意思はあるのか、それとも、抑制的、減額方向に対応するつもりなのか。

以上

議会の情報公開の状況（2012年4月1日現在）／2012年度情報公開度ランキング調査 全国市民オンブズマン連絡会議／岐阜県内の「県・市議会」のみ抜粋

自治体名		多治見市	各務原市	高山市	下呂市	美濃市	岐阜市	岐阜県	中津川市	可児市	瑞浪市	大垣市	飛騨市	土岐市	羽島市	海津市	恵那市	郡上市	関市	本巣市	山県市	美濃加茂市	瑞穂市
議会のHP	質問④ 議会議事録	10	10	10	3	3	3	3	3	3	3	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	質問⑤ 本会議内容	10	10	10	10	10	10	10	10	8	8	0	2	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0
	合計	20	20	20	13	13	13	13	13	11	11	10	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3

質問④	点数配分	10点	本会議とすべての委員会の議事録がHPに掲載されている
		6点	本会議と予算、決算委員会の議事録がHPに掲載されている
		3点	本会議のみ、議事録がHPに掲載されている
		0点	議事録がHPに掲載されていない

質問⑤	点数配分	10点	ホームページまたは施設等で中継され、いつでも録画が見れる
		8点	ホームページで、いつでも録画が見れる（録音が聞ける）
		5点	DVD（ビデオ）を貸出して視聴できる
		2点	「CATVで中継か録画再放送」or「HP、FM放送、他の施設等で中継」
		0点	議会の中継も録画も行われていない（議場にいかないと傍聴できない）

- 山県市情報公開条例（開示決定等の期限） 第 10 条 [前条各項](#)の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない

※理由付記に関する《警視庁情報開示訴訟控訴審》平成 3 年（行コ）第 4 4 号、平成 3 年 1 1 月 2 7 日東京高裁判決

「東京都公文書の開示等に関する**条例七条四項が公文書非開示決定通知書にその理由を付記することを要求している趣旨は、開示請求に対する実施機関の判断の慎重、合理性を担保し、恣意的な判断を抑制するとともに、処分理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるのであるから、同項により付記すべき理由の程度については、開示請求者が理由を推知できると否とにかかわらず、いかなる理由で非開示事由を定める条項に該当するかを具体的事実に基づいて記載しなければならない、口頭の説明により補充することも許されないものと解すべきところ、開示請求に係る文書の非開示の理由として単に同条例九条八号（狭義行政運営情報）に該当すると記載するのみでは、当該文書が同号前段の列举する複数の文書のうちいずれに該当するのか、また、いかなる事実により同号後段の列举する複数の障害事由のうちいずれが存するのかが不明であり、同条例七条四項により付記すべき理由としては不備である**」（として、処分を取り消した）

※前記の上告審

／平成 4 年（行ツ）第 4 8 号、平成 4 年 1 2 月 1 0 日最高裁第 1 小法廷判決

「本条例七条四項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和三十六年（オ）第八四号同三十八年五月三十一日第二小法廷判決・民集一七巻四号六一七頁）。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条）にかんがみ、**非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの**というべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、**単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分でない**といわなければならない。」